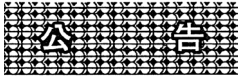


2 路線名 大町明科線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市明科七貴4678番の1地先から 安曇野市明科中川手2740番の3地先まで	旧	m 9.7 ～ 50.6	km 1.4040
安曇野市明科七貴4678番の1地先から 安曇野市豊科光8496番地先まで		10.7 ～ 107.8	5.2672
安曇野市明科七貴4678番の1地先から 安曇野市明科中川手2740番の3地先まで	新	9.7 ～ 50.6	1.4040
安曇野市明科七貴4678番の1地先から 安曇野市豊科光8496番地先まで		11.6 ～ 105.0	5.2672

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年10月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 デリシアガーデン安茂里
 長野市大字安茂里3582番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 株式会社デリシア
 松本市大字今井7155番地28
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社丸増ストア	工藤 忠利	長野市東後町26番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地 3
株式会社丸増ストア	工藤 芳子	長野市東後町26番地 1

- 4 変更した年月日
平成28年10月31日ほか
- 5 届出年月日
令和 7 年 5 月 14 日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 7 年10月 9 日から令和 8 年 2 月 9 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年10月 9 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
南松本ショッピングセンター
松本市高宮中 1 番地20
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28
株式会社イトーヨーカ堂
東京都千代田区二番町 8 番地 8
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社イトーヨーカ堂	三枝 富博	東京都千代田区二番町 8 番地 8

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
株式会社イトーヨーカ堂	山本 哲也	東京都千代田区二番町 8 番地 8

- 4 変更した年月日
令和 4 年 3 月 1 日ほか

5 届出年月日
令和7年5月15日

6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間
令和7年10月9日から令和8年2月9日まで

8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア須坂西店
須坂市墨坂四丁目1番3号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28
第一リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
第一リース株式会社	向島 亨	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
第一リース株式会社	向島 亨	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
株式会社クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地

- 4 変更した年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 届出年月日
令和 7 年 5 月 14 日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 7 年 10 月 9 日から令和 8 年 2 月 9 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成 12 年 5 月 19 日付け 12 産振第 137 号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT 振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 10 月 9 日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松本バスターミナルビル
松本市深志一丁目 2 番 30 号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
アルピコ交通株式会社
松本市井川城二丁目 1 番 1 号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市今井 7155 番地 28
株式会社藤屋	藤原 崇光	松本市中央一丁目 2 番 22 号
株式会社五千尺	藤澤 高穂	松本市安曇字上高地 4468
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町 1393 番地 3
株式会社キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
株式会社しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号
株式会社ニシザワ・ホールディングス	荒木 康雄	伊那市日影 435 番地 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市今井 7155 番地 28
株式会社藤屋	藤原 崇光	松本市中央一丁目 2 番 22 号
株式会社五千尺	藤澤 高穂	松本市安曇字上高地 4468
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町 1393 番地 3

株式会社キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
株式会社しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
株式会社ニシザワ・ホールディングス	荒木 康雄	伊那市日影435番地1

- 4 変更した年月日
令和7年4月1日
- 5 届出年月日
令和7年5月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和7年10月9日から令和8年2月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
茅野ショッピングセンターメリーパーク
茅野市宮川4483番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルエー企画
茅野市宮川4449番地1
伊藤 賦
茅野市宮川4520番地
伊藤 靖
茅野市宮川4457番地2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社良品計画	堂前 宣夫	東京都文京区後楽二丁目5番1号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社良品計画	清水 智	東京都文京区後楽二丁目5番1号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3

- 4 変更した年月日
令和6年11月23日ほか
- 5 届出年月日
令和7年5月14日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和7年10月9日から令和8年2月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

県営小海原地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、同法第88条第4項の規定による小海町長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、この変更計画の概要に意見のある者は、知事に対し意見書を提出できます。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営小海原地区土地改良事業変更計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間
令和7年10月10日から令和7年10月29日まで
- 3 縦覧の場所
長野県農政部農地整備課ウェブサイト
- 4 意見書の提出方法
縦覧期間満了までに、長野県佐久地域振興局農地整備課あて書面で提出してください。

農地整備課

公告

県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年10月20日までに長野市農業委員会に申し出てください。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業変更計画の概要
- 2 受益地の転用に関する特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、当該転用農用地について特別徴収金を徴収されることがある。

農地整備課

公告

県営辰野竜西地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業

2 工事の着手年月日

平成26年3月31日

3 工事の完了年月日

平成31年3月27日

農地整備課

令和7年（2025年）10月9日発行（毎週月・木曜日発行。ただし休日の場合は翌日）
発行 長野県 〒380-8570（専用番号）長野市大字南長野字幅下692の2 電話 026（232）0111